

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県教育委員会の定例会について、招集回数を毎月一回とするため、所用の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 定例会の招集回数の変更 定例会の招集回数を毎月一回とする。 （第2条関係）</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日から施行する。 （改正附則関係）</p>

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二回」を「一回」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>第二条 会議は定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は毎月一回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>第二条 会議は定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は毎月二回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>